

# 復興への第一歩 —横浜地域の瓦礫処理問題—

## 一、山下公園の「神話」

一九二三（大正一二）年九月一日の関東大震災では、建物の倒潰や焼失によって大量の瓦礫が生じた。では、その瓦礫はどのように処理されていったのか、この問題を考えるとき、真っ先に思い浮かぶのは、横浜港に面した山下公園の存在である。

山下公園の地下には関東大震災の瓦礫が眠っている。地震発生後、山下町の沿岸は瓦礫の処分場に指定され、次々と埋め立てられていった。その後、公園案と埠頭案の対立など、紆余曲折を経て、現在の山下公園として開園し



山下公園 2002年10月撮影 広報課写真資料

たのは一九三〇（昭和五）年三月五日であった。この一連の経緯は都市計画の観点から横浜市内の公園を分析した田中祥夫『ヨコハマ公園物語』中央公論新社、二〇〇〇年）に詳しい。

そうした誕生経緯から、二〇一一（平成二三）年三月の東日本大震災以降、山下公園は震災復興のシンボルとして注目を集めている。例えば、瓦礫処理に関する政府の関係閣僚会議では、瓦礫処理のモデルケースとして取り上げられた他、千葉県の浦安市では、海面を震災瓦礫で埋め立て、その上に臨海公園を造成する「第二の山下公園」構想も持ち上がっているという。

このように山下公園は様々な方面から注目を浴びているが、ここで一つの疑問が湧いてくる。それは、横浜地域で生じたすべての瓦礫を山下公園だけで処理できたのか、という点である。確かに瓦礫による埋立地造成は、有効な処分方法の一つに間違いはないが、それだけで地域の瓦礫をすべて処理できたとはいえない。この点を説明するには、公園の造成計画とは別に、具体的な瓦礫処理の過程を説明する必要があるだろう。そこで今回は地震直後から震災一周年を迎える時期に光を当てつつ、壊滅した横浜地域の瓦礫処理の問題を追っていききたい。

## 二、建築物の倒潰と焼失

一九二三（大正一二）年九月一日午前一一時五八分、相模湾を震源域とす



瓦礫に埋まった本町通り 1923年9月

るM七・九の地震が発生する。横浜市の中心部は埋立地の上に形成されていたため、その地盤は弱く、ほとんどの建物が激しい震動によって倒潰、多くの圧死者を出した。また、道路を塞いだ瓦礫は避難路を奪い、罹災者の行動に制限を加えていった。さらに、市内二八九箇所から火災が発生し、倒潰した建物に襲い掛かった。市街地の大部分は焼き尽くされ、開港以来発展し続けてきた街並みは、僅か一日で灰燼に帰したのである。

鎮火後、市街中心部は大量の瓦礫によって埋め尽くされた。特に関内方面、外国人商館の並んだ山下町は石造や煉瓦造の建物が多く、地震後の火災でも焼け残ったため、倒潰した状況で現地に放置された。一方、木造の住宅や商店の密集していた関外方面では、トタンや瓦、木材が多く、大部分は火災に

よって焼かれた。それら瓦礫の種類を比較すると、関外と比べ、関内方面の瓦礫撤去の方が困難であった。

そうした状況を早急に処理し、復興にむけて動き出すことが横浜市の大きな課題となった。

## 三、交通路の確保

地震発生後、迅速な救援活動を行うには、人員や物資の移動を容易にする交通路の確保が必要である。そのため、道路や水路に散乱する瓦礫の撤去は、応急対応を進める行政にとって急務であった。九月三日、横浜市は市電の運営を担う電気局を中心に交通係を組織し、交通路の確保に関する各種業務を開始する。それと同時に、横浜市は神奈川県と対応を協議して整理作業の方針を定めた。その要点は、①路上に散乱する倒潰家屋の材料瓦礫・電線等の障害物除去、②最も危険にしてその用に堪えない破損建物を爆破すること、③崖または石垣の崩壊を整理すること、④破壊された橋梁は一時的に人の通行が可能な程度に修理・架設すること、⑤さらに進んで仮橋を架設すること、⑥下水の修理または水路を造って排水を図ること、の六点である。

それに基づき、横浜市は九月六日から具体的な整理活動に着手、九月十四日の第一期作業終了までに国道一号及び市内幹線道路の瓦礫撤去を完了した。続いて九月十五日からは第二期作業として重要道路の瓦礫撤去を進めると同

時に、水路の開通作業にも着手、工兵隊を中心に各河川の整理が行われた。

こうした交通係の活動によって道路上の瓦礫は順次撤去されていった。

九月二八日の『横浜貿易新報』は「市内の道路橋梁は目抜き箇所が応急修理されたため昨今では少し迂廻しきへすれば交通に支障がない程度に達して居る」と、復旧の現状を報じるとともに、「茲十日の中には一通り交通が出来る様になり目抜きの個所の交通には支障がない様になる見込だ」と、復旧作業の展望を述べている。九月末には道路上の瓦礫撤去について凡その見通しが立ったようである。

以上のように、瓦礫の撤去作業は道路や水路から優先的に行われ、一〇月二〇日には、市内の通行は問題なく行えるようになった。



市内河川の状況(派大岡川・港橋付近) 1923年9月

#### 四、撤去作業の担い手

瓦礫の撤去作業は交通係を中心に、在郷軍人会や青年団、軍隊によって行われた。これに横浜市が臨時に雇った人夫も動員されたと推察できる。そうした担い手の中でも工兵隊の存在は大きく、各種土木技術を活用して復旧作業に努めた。地震発生後、横浜市内には、第五(広島)、第二一(小倉)、第一四(水戸)、第一七(岡山)の四つの工兵大隊が展開している。

震災当時、工兵第一七大隊の見習士官であった林秀澄は、戦後に横浜での工兵部隊の活動を回想しており、各種作業の内容を詳細に述べている(『林秀澄氏談話速記録Ⅰ』日本近代史料研究会、一九七四年)。工兵第一七大隊は九月六日に岡山を出発、五日後の一日に横浜に到着し、その翌日から一〇月一五日まで各種作業に従事した。そのなかで最初に行ったのが道路上の瓦礫処理であった。林は「翌日(九月一二日―引用者注)からまず出掛けましたのが、東神奈川と横浜駅のあいだ。電車は焼けています、橋は落ちていて、もうてんでトラックが通れないわけでございますから、われわれトラックを手に入っていたのでございますけれども、通る道がありませんので、朝から晩までこの焼けあとの道路の清掃でございますね、電車をあちらへ除けたり、死体の始末をしたりしております」と、当時の作業状況を回想している。この

作業は交通係の計画した第一期作業の一環であろう。道路上に散乱した瓦礫は自由な通行を妨げていた。

続いて工兵隊はライフラインの復旧や橋梁の架設、バラックの建設作業を行った後、九月下旬から崩壊した建物の爆破作業に着手した。その準備段階として、九月二二日付の『横浜日日報』は、「建造物爆破無料」という記事で工兵隊による爆破計画と交通係への申請方法を報じている。すでに東京方面では、工兵隊による爆破作業が進められており、残骸撤去に大きな力を発揮していた。重機が普及していない人海戦術の時代において、爆薬による建物の解体は残骸撤去の有効な手段だったのだろう。

他方、残骸の爆破解体を望む市民は多かったようで、九月二八日の『横浜日日報』は申込みの方法を再度伝えると同時に、「但し爆発薬は希望者の負担である」と、訂正を加えている。

先述の林は専売局や高島屋倉庫の爆破・解体状況を回想しており、「こわすのにどうやってこわしたらいいのか、結局残っておりまして壁に穴をあけまして、そこに火薬を詰めて爆発するわけです」と、具体的な爆破方法を述べている。現場の工兵たちは建物の性格を考慮しつつ、試行錯誤を繰り返しながら解体作業を進めていった。

そうした工兵隊の活動によって廃墟の中に建っていた倒壊建築物は次々と姿を消していく。その後、工兵隊は一



瓦礫を撤去する在郷軍人会 1923年9月頃

〇月中旬頃まで復旧作業に従事した後、各々の駐屯地に引き揚げていった。

#### 五、埋立計画をめぐる

交通路の確保や倒壊建築物の撤去など、応急的な処理作業が進む一方、次に問題となったのは、具体的な瓦礫の処分方法であった。横浜市は神奈川県と対応を協議しながらその方法を模索していた。

そうしたなか、九月一四日の『横浜貿易新報』は社説「復興要議」において、「早く元の処にバラックでも建てたいとは健気な市民が一斉に希望して居る所である。横浜の復興を促進するには市民のこの希望を充たしめることが此場合最も緊急を要すると信ずる」と、バラック建設の促進を主張するとともに、「それについては先づり災地

の取片付をせなければならぬが、れん瓦や石材の建物の多かった関内はその取片付が殊に困難である。この困難は手近に是等の残骸の捨場を設け、且その運搬を公共機関で引受けることに依りて著るしく緩和される」と、早急な瓦礫の処分を訴えた。その上で、「山下町一帯の海面はつとに埋立の案もあつた処である。平時の散歩所非常時のひ難所としてこの際速かに之が埋立を決定し、以てり災物のすて場に之を充てるなら非常に便利ではないか」と、具体的な処分方法を提示した。管見の限り、この社説が後の山下公園に繋がる最初の主張である。同社説に依れば、山下町沿岸の埋立案はすでに震災前から燻っていたようである。

他方、市と県の具体的な協議内容は判然としないが、一九二三年九月八日の『横浜貿易新報』は「焼跡整理に伴ふ残焼物の処分方法」という記事で海面埋立とともに、「その大なるは根岸瀧頭地先の四十萬坪と其他に免許区域の横浜倉庫会社の七万坪、新山下埋立地々続の浅野總一郎氏埋立三万坪及び市営の神奈川獵師町埋立七軒町国道用水路の埋立等に残せう物を投棄せしむるもので、此際懸案の磯子瀧頭地先埋立も之により解決さるべき模様であるが、此ため右以外の港内への搬出は絶対に不可とするに決定してある」と、具体的な計画内容を報じている。ここで注目すべきは、山下町の沿岸が候補地に挙がっていない点である。瓦礫の

多くは埋立に利用されることになったが、この時点で山下町の沿岸は処分先に指定されていなかった。

しかし、問題となつたのは、大型の石材やコンクリートを含む関内方面の瓦礫処理である。九月二一日の『横浜貿易新報』は再び社説で「横浜の諸機関の中心である関内の残骸整理は、最も急を要することが分かる。当路者は宜しく分業の理法に鑑み、此際凡べての方面に復興の手の伸びる様に、今少しく注意して貰ひたい」と、早急な瓦礫処理を求めた。市街地に近い山下町の沿岸が瓦礫の処分場に指定されていく背景には、早期に瓦礫を処分しなければならぬ時間的な問題があつたと考えられる。

既述の『ヨコハマ公園物語』に依れば、この時期の市は復興計画案を練つ



山下町の瓦礫 1923年9月頃 前川浄二家資料

ており、それと並行する形で山下町沿岸の埋立を県に申請していた。九月三日の『横浜貿易新報』は、「市内の震災焼跡の土石に対しては急速に取捨場を定むる必要あり。殊に関内外の方面は建物が大きかつた丈けに其量も多いので之が処分箇所を山下町海岸一帯三万八千坪と定め県に申請中だつたが一両日中に許可あるべく」と、瓦礫処分の見通しを示している。その上で、「前記の箇所は港の南隅で岸壁築造等に支障なく取捨土石で埋立てることは一挙兩得の策である」と、処分方針の方向性を評価した。

### 六、処分方針の決定

だが、市と県の調整は難航したようで、二日経つても処分方針は決まらなかつた。その背景には、港湾管理をめぐる事務的な手続きがあつた（『ヨコハマ公園物語』一九五—一九六頁）。そうした状況に対し、一〇月二日の『横浜貿易新報』は再びバラック建設を訴えた上で、「吾人が数次警告を与へた事であるが、廢墟の取片付が遅々として一向に捗取らぬと謂ふ点に帰着する」と、復興の遅れは瓦礫の処分問題にあると指摘、「当局者は何故に此取片付に就て敏活なる処置を採ぬか、寔に不審に堪へ無い所である」と、行政側の対応を強く批判した。それでも処分方法の決定には、なお一週間の時間を要した。

それと時間は前後するが、横浜市は

一〇月一日に組織を改編、多くを震災前の課制に戻した。この時点で交通係の所管していた瓦礫処理は都市計画局へ移った。その後、一〇月六日の市会において震災善後費予算の審議が行われ、焼け跡の整理費一二〇万円が可決された。加えて、一〇月九日には、埋立に關する県の認可も下ることになつた。瓦礫処理の方針は一〇月上旬になつてようやく定まつたのである。

それについて一〇月九日の『横浜貿易新報』は、「市内焼跡、土石の処分は各方面に影響を及ぼす重大問題として都市計画局の手許で評定が繰返されつ、あつたが九日に至り漸く其処分方針が決定した」と決定の経緯を報じつ、「市内の焼失面積三百十五万立坪つ、「市内の焼失面積三百十五万立坪の焼残り土砂を厚さ平均三寸（約九センチ）引用者注」として十六万立坪（一立坪＝約一・八立方メートル）引用者注）の内各自敷地の地上げに十萬立坪、道路上への堆積三萬立坪、道路材料として一萬立坪を使用するに決し原則として罹災者各自の手で処分せしむること、なつた」と、具体的な処分方針を示している。さらに「即ち市内高低測量の結果大部分の土地は地上げを行ふ必要を認めため地上げ残りの土石は宅地の一隅又は適當なる場所に取纏めた上、港内埋立予定地の山下町地先、根岸町青木町区有水面、神奈川棉花町地先、本牧十二天先等へ投棄せしめ其他の海面河川下水及び水路等に投棄を禁じて整理を期す可く」と、大部分を

地上げに使用するよう市民に求めた。

翌一〇日、横浜市は「焼跡土石処分二関スル件」を公示する。その内容を要約すると、(一)道路上に堆積または放置した焼跡土石、其の他の物件は本年一〇月末日迄に各所有者において取片けること、(二)焼跡土石、塵埃等は濫りに通路・海面・河川・下水・水路等に投棄しないこと、(三)市内の土地は一带に低下した状態であるから焼跡土石はなるべく敷地の地上げに用いることの三点で、それ以外の土石は①山下橋より税関棧橋南百間の地点、②根岸町土砂捨場東隣りの海面、③青木町船入場区有水面、④神奈川棉花町旧砲台場西隣りの公有水面の四ヶ所に投棄されることになった。

横浜市は約一六万立坪の瓦礫から地上げに使用する約一〇万立坪差し引き、残った六万立坪から二万立坪を道路用、四万立坪を埋立用に充てる計画であった(『横浜日日報』一〇月一五日)。先に挙げた『横浜貿易新報』の記事と若干異なるものの、全体の四分の一を埋立に利用しようとしていた。

## 七、瓦礫処理の実態

処分方針の決定以降、瓦礫の撤去作業がいつ頃から本格化したかは定かではないが、横浜市は運搬に利用するトラックなどを整備して撤去作業の便宜を図った。人々は人力で瓦礫を粉砕し、トラックなどを利用して各々指定された処分場へ運んだ。

しかし、横浜市域の瓦礫処理は計画通りに進まなかった。一九二四年二月七日の『横浜貿易新報』は、「市の焼跡土石取片付工事は着手以来督励を加へ其の進捗に努めつゝあるが一山に積むである間は比較的楽に運び出せ相に見へて居てイザ取りかゝつて見ると下の方から大きな塊まりのまゝのが出て来たり尚ほチヨクチヨク殉難死体が現はれるなど却々思ふ様には運ばない相である」と、作業の進捗状況を報じている。石材や煉瓦、コンクリートの塊は撤去作業を阻んだ。そうした状況を打開するため、都市計画局は屈強な在郷軍人を現場監督として雇い、二四時間体制で撤去を進めることにした。また、可能な限り瓦礫を粉砕し、通路の近くに集めるよう市民に求めた。

だが、それでも瓦礫処理は円滑に進まず、三月上旬の時点で約一万五千立坪分は搬出できたものの、半分以上は放置された。その原因は、①要・不要を明示しない瓦礫が多いこと、②崩れかけた建物や大きな塊を不要として市に押し付けること、③地主との連絡がとれないことなどであった。都市計画局は現場に吏員を派遣して対応にあたったが、上手くいかず、三月六日の『横浜貿易新報』は、「二万五千坪を片附けるには到底予定の三月末日までには半分も覚束なく如何に急いでも五月末か悪くすると六月一杯はかゝりはせぬかと気を揉むで居る」と、都市計画局の苦心を報じている。

そうした問題を抱えつつも、瓦礫処分の作業は順次進み、六月中旬には市内北部と南部の撤去作業がほぼ完了、中央部に関しても七月一〇日までに処分作業を終えることになった(『横浜貿易新報』一九二四年六月一四日)。

一方、予想以上に地上げや道路修理に瓦礫が使用されたため、当初予定されていた六万立坪中二万立坪分の費用は不要となり、瓦礫処理費一二〇万円は四二万円も余ることになった。市はその残余金を道路排水の応急費に充てることとし、六月二五日からその工事に着手することになった(『横浜毎朝新報』一九二四年六月一五日)。

以上のように、地震発生から約一〇ヶ月の時を経て市内の瓦礫は撤去されていった。その経緯を概観すると、瓦礫の大部分は低下した地域の地上げに使用されたことがわかる。また、具体的な配分量は定かではないが、埋立用に充てられた瓦礫も四ヶ所の処分場に分散していった。つまり、瓦礫の総量から見ても、山下町沿岸に投棄された瓦礫はそう多くはなかった。では、なぜ山下公園は注目を集めるのか。やはりそれは「公園」という身近な施設になったことが大きいだろう。山下町沿岸の埋立地が山下公園となるまでには、さらに紆余曲折を経るが、その点についてはまた別の機会に紹介したい。

### 【参考文献】

横浜市役所市史編纂係編・発行『横浜震災誌』第四冊(一九二七年)／横浜市役所編・発行『横浜復興誌』全四編(一九三二年)／災害

行『横浜復興誌』全四編(一九三二年)／災害  
教訓の継承に関する専門調査会編『一九二三  
関東大震災報告書』第一編(中央防災会議、  
二〇〇六年)／今井清一『横浜の関東大震災』  
(有隣堂、二〇〇七年)  
(吉田律人)



山下町沿岸の埋立状況(現在の横浜マリニタワー付近) 1924年9月頃 前川浄二家資料